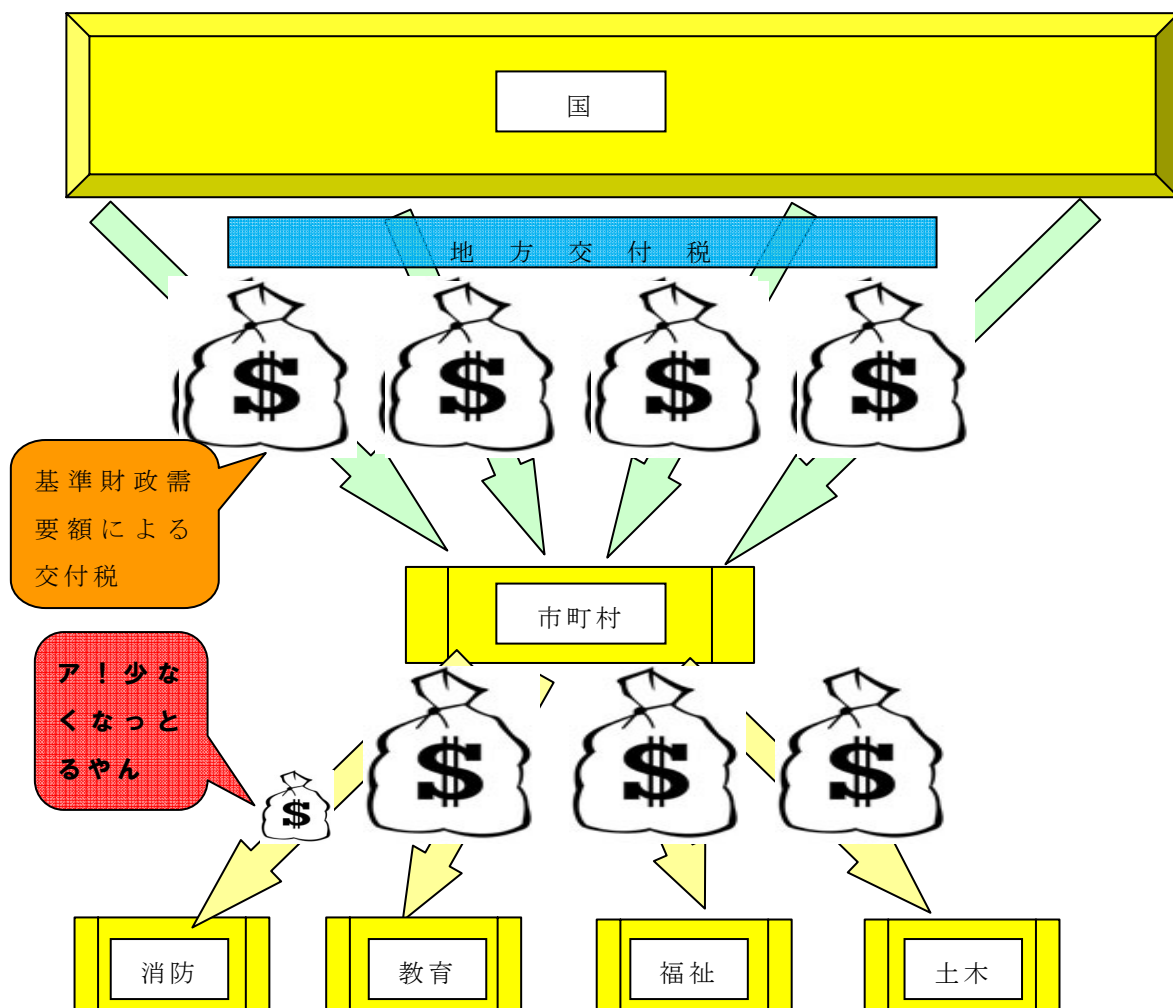


12-2 「消防力の整備指針」と「基準財政需要額」との関係

市町村消防の整備目標は「消防力の整備指針」を拠り所としています。「消防力の整備指針」は、市街地には常備消防力を配置することを基本とし、準市街地には消防団等による非常備消防力の配置をすればよいことになっています。いま問題となっている消防の広域再編は、常備消防力の維持・配置・運営をどのような形とするのかが問題です。「消防力の整備指針」は、当該区域内の市街地等の状況に応じて、消防力の適正な規模の指針として示されています。一方、地方交付税制度は、地域間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするための制度です。地方交付税の算定基礎となる「基準財政需要額」は、国が法律等によって国民に約束した行政水準を確保するために自治体ごとに積算されるものです。



「消防力の整備指針」は消防本部の区域を単位としていますが、「基準財政需要額」については市町村ごとに算定されるものです。このことは、消防力の整備に関する指針とそれに必要な財源を確保するための制度の関係において、性質的な差違があるのです。

「基準財政需要額」は、人口10万人の標準団体を想定し、国が想定する標準行政に必要な財源として、経費別に【単位費用×測定単位×補正係数】の式で計算されます。「標準行政」とは、国の政策（法令等）に基づく行政サービスの水準を指します。消防力の整備は「消防力の整備指針」を目標としていますが、実際は「消防力の整備指針」の充足率は低く、100%到達している消防本部は皆無の状態です。

また、地方交付税は、各自治体においては使途が特定されない一般財源であることから、消防費用の必要額として算出された基準財政需要額が、消防行政を運営するための財源として100%充当されているわけではないのが実態です。各自治体が実際に支出した決算額を比較すると、すぐに分かることです。

あらためて指摘するまでもなく、消防行政の責任は自治体（市町村）にあります。広域化により共同処理されとしても、各自治体はその責任を免れるものではありません。単独消防、広域化して消防事務の共同処理を市町村にかかわらず、国が国民に約束をした消防行政の水準を下回ることのないよう、各自治体は消防行政のさらなる充実に向け、少なくとも基準財政需要額を下回らない消防財政を確保すべきなのです。

いずれにしても、これらの基準は通常時の消防体制を想定したものであり、現有の消防能力を超える災害、大規模・特殊災害や消防本部の管轄区域外における消防活動への対応を想定していないのです。現に保有する能力の有効活用を否定するものでありませんが、大規模・広域的災害への対処は別途の方策が議論されるべきではないかと考えています。